

新	旧
<p>1 - 3 用語の定義 この規程における用語の定義は、法第2条に定めるもののほか、次に定めるところによる。</p> <p>~ 22 (略)</p> <p>23 「放射性物質等」とは、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則(昭和35年総理府令第56号)第18条の3第1項の放射性同位元素等並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第2条第2項の核燃料物質及びそれによって汚染された物をいう。</p> <p>24 ~ 39 (略)</p> <p>4 - 11 走行装置</p> <p>4 - 11 - 1 性能要件(視認等による審査)</p> <p>(1) 自動車の走行装置(空気入ゴムタイヤを除く。)は、強度等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、堅ろうで、安全な運行を確保できるものでなければならない。この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。 (保安基準第9条第1項関係、細目告示第11条第2項関係、細目告示第89条第1項及び第2項関係) (略)</p> <p><u>複輪用ホイールを取付けているアウター・ナット及びインナー・ナットについて、点検ハンマによる打音を比較したときに、音色の明らかに異なるナットが混入しているもの</u></p> <p>~ (略)</p> <p>(2) ~ (4) (略)</p> <p>4 - 11 - 5 - 1 性能要件</p> <p>(1) 自動車の走行装置は、堅ろうで、安全な運行を確保できるものでなければならない。この場合において、次に掲げるものは、この基準に適合しないものとする。 (略)</p> <p><u>複輪用ホイールを取付けているアウター・ナット及びインナー・ナットについて、点検ハンマによる打音を比較したときに、音色の明らかに異なるナットが混入しているもの</u></p> <p>~ (略)</p> <p>(2) ~ (5) (略)</p>	<p>1 - 3 用語の定義 この規程における用語の定義は、法第2条に定めるもののほか、次に定めるところによる。</p> <p>~ 22 (略)</p> <p>23 「放射性物質等」とは、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号)第2条第2項の放射性同位元素及びそれによつて汚染された物であつてその放射能濃度が74ベクレル毎グラム以上のもの並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第2条第2項の核燃料物質及びそれによつて汚染された物をいう。</p> <p>24 ~ 39 (略)</p> <p>4 - 11 走行装置</p> <p>4 - 11 - 1 性能要件(視認等による審査)</p> <p>(1) 自動車の走行装置(空気入ゴムタイヤを除く。)は、強度等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、堅ろうで、安全な運行を確保できるものでなければならない。この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。 (保安基準第9条第1項関係、細目告示第11条第2項関係、細目告示第89条第1項及び第2項関係) (略)</p> <p>~ (略)</p> <p>(2) ~ (4) (略)</p> <p>4 - 11 - 5 - 1 性能要件</p> <p>(1) 自動車の走行装置は、堅ろうで、安全な運行を確保できるものでなければならない。この場合において、次に掲げるものは、この基準に適合しないものとする。 (略)</p> <p>~ (略)</p> <p>(2) ~ (5) (略)</p>

4 - 20 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置

4 - 20 - 1 性能要件

4 - 20 - 1 - 1 視認等による審査

(1) ~ (6) (略)

(7) 車両総重量が7tを超える牽引自動車及び被牽引自動車(車両総重量10t以下の被牽引自動車及び最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車又は最高速度25km/h以下の自動車により牽引される被牽引自動車を除く。)の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、次に掲げる基準に適合しなければならない。(細目告示第16条第7項関係、細目告示第94条第6項関係)

(8) 4 - 16の自動車に牽引される車両総重量750kg以下の被牽引自動車であって、又はのいずれかに該当するものによっては、主制動装置を省略することができる。(細目告示第16条第8項関係、細目告示第94条第7項関係)

連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置が細目告示別添12「乗用車の制動装置の技術基準」の別紙1の2.1.2.に定める基準及び4 - 15 - 2 - 1(3)の基準に適合するもの

牽引自動車の車両重量の2分の1を当該被牽引自動車の車両総重量を超えないもの

4 - 42 乗降口

4 - 42 - 2 性能要件

4 - 42 - 2 - 1 視認等による審査

(1) 旅客自動車運送事業用自動車及び乗車定員11人以上の自動車(緊急自動車及び幼児専用車を除く。)の乗降口は、安全な乗降ができるものとして大きさ、構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口にあつては、この限りでない。(保安基準第25条第5項関係、細目告示第35条第3項関係、細目告示第113条第3項関係)

~ (略)

(2) 幼児専用車の乗降口は、幼児による安全な乗降ができるものとして大きさ、構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口にあつては、この限りでない。(保安基準第25条第6項関係、細目告示第35条第4項関係、細目告示第113条第4項関係)

空車状態において床面の高さが地上300mmを超える自動車の乗降口には、一段の高さが200mm(最下段の踏段にあつては、300mm)以下であり、有効奥行(踏段のうち乗降に有効に利用できる部分の奥行であつて当該踏段の前縁からその直上の踏

4 - 20 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置

4 - 20 - 1 性能要件

4 - 20 - 1 - 1 視認等による審査

(1) ~ (6) (略)

(7) 車両総重量が7tを超える牽引自動車及び被牽引自動車(車両総重量10t以下の被牽引自動車及び最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車又は最高速度25km/h以下の自動車により牽引される被牽引自動車を除く。)の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、次に掲げる基準に適合しなければならない。(細目告示第16条第7項関係、細目告示第94条第7項関係)

(8) 4 - 16の自動車に牽引される車両総重量750kg以下の被牽引自動車にあつては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで細目告示別添12「乗用車の制動装置の技術基準」の別紙1の2.1.2.及び4 - 15 - 2 - 1(3)の基準に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。(細目告示第16条第8項関係、細目告示第94条第8項関係)

4 - 42 乗降口

4 - 42 - 2 性能要件

4 - 42 - 2 - 1 視認等による審査

(1) 旅客自動車運送事業用自動車及び乗車定員11人以上の自動車(緊急自動車及び幼児専用車を除く。)の乗降口は、安全な乗降ができるものとして大きさ、構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口にあつては、この限りでない。(保安基準第25条第5項関係、細目告示第35条第3項関係、細目告示第113条第3項関係)

~ (略)

(2) 幼児専用車の乗降口は、幼児による安全な乗降ができるものとして大きさ、構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口にあつては、この限りでない。(保安基準第25条第6項関係、細目告示第35条第4項関係、細目告示第113条第4項関係)

空車状態において床面の高さが地上300mmを超える自動車の乗降口には、一段の高さが200mm(最下段の踏段にあつては、300mm)以下であり、有効奥行(踏段のうち乗降に有効に利用できる部分の奥行であつて当該踏段の前縁からその直上の踏

段の前縁までの水平距離をいう。以下同じ。)が200mm以上である踏段を備えること。ただし、最下段以外の踏段であって乗降口のとびらのためやむをえないもの又は理事長がやむをえないものとして指定した自動車の踏段にあっては、乗降口の有効幅のうち、350mm以上の部分についてその有効奥行きが200mmあればよい。

(図)(略)
(略)

4 - 42 - 6 - 2 性能要件

(1) (略)

(2) 幼児専用車の乗降口は、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口にあっては、この限りでない。
空車状態において床面の高さが地上300mmを超える自動車の乗降口には、一段の高さが200mm(最下段の踏段にあっては、300mm)以下であり、有効奥行きが200mm以上である踏段を備えること。ただし、最下段以外の踏段であって乗降口のとびらのためやむをえないもの又は理事長がやむをえないものとして指定した自動車の踏段にあっては、乗降口の有効幅のうち、350mm以上の部分についてその有効奥行きが200mmあればよい。

(図)(略)
(略)

4 - 42 - 10 - 2 性能要件

(1) (略)

(2) 幼児専用車の乗降口は、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口にあっては、この限りでない。
空車状態において床面の高さが地上300mmを超える自動車の乗降口には、一段の高さが200mm(最下段の踏段にあっては、300mm)以下であり、有効奥行きが200mm以上である踏段を備えること。ただし、最下段以外の踏段であって乗降口のとびらのためやむをえないもの又は理事長がやむをえないものとして指定した自動車の踏段にあっては、乗降口の有効幅のうち、350mm以上の部分についてその有効奥行きが200mmあればよい。

(図)(略)
(略)

4 - 42 - 11 - 2 性能要件

(1) (略)

(2) (略)

(3) 幼児専用車の乗降口は、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口にあっては、この限りでない。

段の前縁までの水平距離をいう。以下同じ。)が200mm以上である踏段を備えること。ただし、最下段以外の踏段で乗降口のとびら等のためやむをえないものにあつては、乗降口の有効幅のうち、350mm以上の部分についてその有効奥行きが200mmあればよい。

(図)(略)
(略)

4 - 42 - 6 - 2 性能要件

(1) (略)

(2) 幼児専用車の乗降口は、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口にあっては、この限りでない。
空車状態において床面の高さが地上300mmを超える自動車の乗降口には、一段の高さが200mm(最下段の踏段にあっては、300mm)以下であり、有効奥行きが200mm以上である踏段を備えること。ただし、最下段以外の踏段で乗降口のとびら等のためやむをえないものにあつては、乗降口の有効幅のうち、350mm以上の部分についてその有効奥行きが200mmあればよい。

(図)(略)
(略)

4 - 42 - 10 - 2 性能要件

(1) (略)

(2) 幼児専用車の乗降口は、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口にあっては、この限りでない。
空車状態において床面の高さが地上300mmを超える自動車の乗降口には、一段の高さが200mm(最下段の踏段にあっては、300mm)以下であり、有効奥行きが200mm以上である踏段を備えること。ただし、最下段以外の踏段で乗降口のとびら等のためやむをえないものにあつては、乗降口の有効幅のうち、350mm以上の部分についてその有効奥行きが200mmあればよい。

(図)(略)
(略)

4 - 42 - 11 - 2 性能要件

(1) (略)

(2) (略)

(3) 幼児専用車の乗降口は、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口にあっては、この限りでない。

<p>空車状態において床面の高さが地上 300mmを超える自動車の乗降口には、一段の高さが 200mm（最下段の踏段にあっては、300mm）以下であり、有効奥行きが 200mm 以上である踏段を備えること。ただし、最下段以外の踏段であって乗降口のとびらのためやむをえないもの又は理事長がやむをえないものとして指定した自動車の踏段にあっては、乗降口の有効幅のうち、350mm以上の部分についてその有効奥行きが 200mmあればよい。</p> <p>(図) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>4 - 79 方向指示器</p> <p>4 - 79 - 3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 方向指示器は、次に掲げる基準に適合するように取り付けられなければならない。この場合において、方向指示器の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 59 条第 3 項関係、細目告示第 137 条第 4 項関係)</p> <p>(略)</p> <p><u>方向指示器は、車両中心線を含む鉛直面に対して対称の位置(方向指示器を取り付ける後写鏡等の部位が左右非対称の場合にあっては、車両中心線を含む鉛直面に対して可能な限り対称の位置)に取り付けられたものであること。ただし、車体の形状自体(車体の形状であって、後写鏡、直前直左鏡及びたわみ式アンテナを除く。以下 4 - 79 において同じ。)が左右対称でない自動車に備える方向指示器にあっては、この限りでない。</u></p> <p>~ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>4 - 79 - 5 - 3 取付要件</p> <p>(1) 4 - 79 - 5 - 2 (1)の方向指示器は、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。</p> <p>(略)</p> <p><u>方向指示器は、車両中心線を含む鉛直面に対して対称の位置(方向指示器を取り付ける後写鏡等の部位が左右非対称の場合にあっては、車両中心線を含む鉛直面に対して可能な限り対称の位置)に取り付けられたものであること。ただし、車体の形状自体が左右対称でない自動車に備える方向指示器にあっては、この限りでない。</u></p> <p>~ (略)</p> <p>(2) ~ (4) (略)</p>	<p>空車状態において床面の高さが地上 300mmを超える自動車の乗降口には、一段の高さが 200mm（最下段の踏段にあっては、300mm）以下であり、有効奥行きが 200mm 以上である踏段を備えること。ただし、最下段以外の踏段で乗降口のとびら等のためやむをえないものにあつては、乗降口の有効幅のうち、350mm以上の部分についてその有効奥行きが 200mmあればよい。</p> <p>(図) (略)</p> <p>(略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>4 - 79 方向指示器</p> <p>4 - 79 - 3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 方向指示器は、次に掲げる基準に適合するように取り付けられなければならない。この場合において、方向指示器の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 59 条第 3 項関係、細目告示第 137 条第 4 項関係)</p> <p>(略)</p> <p><u>方向指示器は、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられたものであること(車体の形状が左右対称でない自動車を除く。)</u></p> <p>~ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>4 - 79 - 5 - 3 取付要件</p> <p>(1) 4 - 79 - 5 - 2 (1)の方向指示器は、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。</p> <p>(略)</p> <p><u>方向指示器は、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられたものであること(車体の形状が左右対称でない自動車を除く。)</u></p> <p>~ (略)</p> <p>(2) ~ (4) (略)</p>
---	---

4 - 79 - 6 - 3 取付要件

(1) 4 - 79 - 6 - 2 (1)の方向指示器は、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

(略)

方向指示器は、車両中心線を含む鉛直面に対して対称の位置（方向指示器を取り付ける後写鏡等の部位が左右非対称の場合にあっては、車両中心線を含む鉛直面に対して可能な限り対称の位置）に取り付けられたものであること。ただし、車体の形状自体が左右対称でない自動車に備える方向指示器にあっては、この限りでない。

~ (略)

(2) ~ (4) (略)

4 - 79 - 7 - 3 取付要件

(1) 4 - 79 - 7 - 2 (1)の方向指示器は、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

(略)

方向指示器は、車両中心線を含む鉛直面に対して対称の位置（方向指示器を取り付ける後写鏡等の部位が左右非対称の場合にあっては、車両中心線を含む鉛直面に対して可能な限り対称の位置）に取り付けられたものであること。ただし、車体の形状自体が左右対称でない自動車に備える方向指示器にあっては、この限りでない。

~ (略)

(2) ~ (4) (略)

4 - 79 - 8 - 3 取付要件

(1) 4 - 79 - 8 - 2 (1)の方向指示器は、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

(略)

方向指示器は、車両中心線を含む鉛直面に対して対称の位置（方向指示器を取り付ける後写鏡等の部位が左右非対称の場合にあっては、車両中心線を含む鉛直面に対して可能な限り対称の位置）に取り付けられたものであること。ただし、車体の形状自体が左右対称でない自動車に備える方向指示器にあっては、この限りでない。

~ (略)

(2) ~ (4) (略)

4 - 79 - 6 - 3 取付要件

(1) 4 - 79 - 6 - 2 (1)の方向指示器は、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

(略)

方向指示器は、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられたものであること（車体の形状が左右対称でない自動車を除く。）。

~ (略)

(2) ~ (4) (略)

4 - 79 - 7 - 3 取付要件

(1) 4 - 79 - 7 - 2 (1)の方向指示器は、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

(略)

方向指示器は、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられたものであること（車体の形状が左右対称でない自動車を除く。）。

~ (略)

(2) ~ (4) (略)

4 - 79 - 8 - 3 取付要件

(1) 4 - 79 - 8 - 2 (1)の方向指示器は、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

(略)

方向指示器は、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられたものであること（車体の形状が左右対称でない自動車を除く。）。

~ (略)

(2) ~ (4) (略)

<p>4 - 79 - 9 - 3 取付要件</p> <p>(1) 4 - 79 - 9 - 2 (1)の方向指示器は、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。</p> <p>(略)</p> <p><u>方向指示器は、車両中心線を含む鉛直面に対して対称の位置（方向指示器を取り付ける後写鏡等の部位が左右非対称の場合にあっては、車両中心線を含む鉛直面に対して可能な限り対称の位置）に取り付けられたものであること。ただし、車体の形状自体が左右対称でない自動車に備える方向指示器にあっては、この限りでない。</u></p> <p>～ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>4 - 79 - 9 - 3 取付要件</p> <p>(1) 4 - 79 - 9 - 2 (1)の方向指示器は、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。</p> <p>(略)</p> <p><u>方向指示器は、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられたものであること（車体の形状が左右対称でない自動車を除く。）。</u></p> <p>～ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p>
<p>4 - 79 - 10 - 3 取付要件</p> <p>(1) 4 - 79 - 10 - 2 (1)の方向指示器は、4 - 79 - 10 - 2 (1)（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては4 - 72 - 10 - 2 (1) の表アに係る部分を除き、大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車にあってはア及びイに係る部分を除く。）に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。</p> <p>(略)</p> <p><u>方向指示器は、車両中心線を含む鉛直面に対して対称の位置（方向指示器を取り付ける後写鏡等の部位が左右非対称の場合にあっては、車両中心線を含む鉛直面に対して可能な限り対称の位置）に取り付けられたものであること。ただし、車体の形状自体が左右対称でない自動車に備える方向指示器にあっては、この限りでない。</u></p> <p>～ (略)</p> <p>(2)、(3) (略)</p>	<p>4 - 79 - 10 - 3 取付要件</p> <p>(1) 4 - 79 - 10 - 2 (1)の方向指示器は、4 - 79 - 10 - 2 (1)（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては4 - 72 - 10 - 2 (1) の表アに係る部分を除き、大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車にあってはア及びイに係る部分を除く。）に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。</p> <p>(略)</p> <p><u>方向指示器は、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられたものであること（車体の形状が左右対称でない自動車を除く。）。</u></p> <p>～ (略)</p> <p>(2)、(3) (略)</p>
<p>4 - 79 - 11 - 3 取付要件</p> <p>(1) 4 - 79 - 11 - 2 (1)の方向指示器は、4 - 79 - 11 - 2 (1)（4 - 79 - 11 - 2 (1)を除く。）に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。</p> <p>(略)</p> <p><u>方向指示器は、車両中心線を含む鉛直面に対して対称の位置（方向指示器を取り付ける後写鏡等の部位が左右非対称の場合にあっては、車両中心線を含む鉛直面に対して可能な限り対称の位置）に取り付けられたものであること。ただし、車体の形状自体が左右対称でない自動車に備える方向指示器にあっては、この限りでない。</u></p> <p>～ (略)</p> <p>(2)、(3) (略)</p>	<p>4 - 79 - 11 - 3 取付要件</p> <p>(1) 4 - 79 - 11 - 2 (1)の方向指示器は、4 - 79 - 11 - 2 (1)（4 - 79 - 11 - 2 (1)を除く。）に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。</p> <p>(略)</p> <p><u>方向指示器は、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられたものであること（車体の形状が左右対称でない自動車を除く。）。</u></p> <p>～ (略)</p> <p>(2)、(3) (略)</p>

4 - 79 - 12 - 3 取付要件

- (1) 4 - 79 - 12 - 2 (1)の方向指示器は、4 - 79 - 12 - 2 (1) (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては4 - 79 - 12 - 2 (1) の表アに係る部分を除き、大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。)及び小型特殊自動車にあってはア及びイに係る部分を除く。)に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

(略)

方向指示器は、車両中心線を含む鉛直面に対して対称の位置(方向指示器を取り付ける後写鏡等の部位が左右非対称の場合にあっては、車両中心線を含む鉛直面に対して可能な限り対称の位置)に取り付けられたものであること。ただし、車体の形状自体が左右対称でない自動車に備える方向指示器にあっては、この限りでない。

~ (略)

- (2)、(3) (略)

4 - 79 - 13 - 3 取付要件

- (1) 4 - 79 - 13 - 2 (1)の方向指示器は、4 - 79 - 13 - 2 (1) (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。))並びに小型特殊自動車にあっては4 - 79 - 13 - 2 (1) に係る部分を除く。)に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

(略)

方向指示器は、車両中心線を含む鉛直面に対して対称の位置(方向指示器を取り付ける後写鏡等の部位が左右非対称の場合にあっては、車両中心線を含む鉛直面に対して可能な限り対称の位置)に取り付けられたものであること。ただし、車体の形状自体が左右対称でない自動車に備える方向指示器にあっては、この限りでない。

~ (略)

- (2)、(3) (略)

4 - 79 - 14 - 3 取付要件

- (1) 方向指示器は、4 - 79 - 14 - 2 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。))並びに小型特殊自動車にあっては4 - 79 - 14 - 2 (1) に係る部分を除く。)に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

(略)

4 - 79 - 12 - 3 取付要件

- (1) 4 - 79 - 12 - 2 (1)の方向指示器は、4 - 79 - 12 - 2 (1) (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては4 - 79 - 12 - 2 (1) の表アに係る部分を除き、大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。))及び小型特殊自動車にあってはア及びイに係る部分を除く。)に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

(略)

方向指示器は、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられたものであること(車体の形状が左右対称でない自動車を除く。)

~ (略)

- (2)、(3) (略)

4 - 79 - 13 - 3 取付要件

- (1) 4 - 79 - 13 - 2 (1)の方向指示器は、4 - 79 - 13 - 2 (1) (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。))並びに小型特殊自動車にあっては4 - 79 - 13 - 2 (1) に係る部分を除く。)に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

(略)

方向指示器は、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられたものであること(車体の形状が左右対称でない自動車を除く。)

~ (略)

- (2)、(3) (略)

4 - 79 - 14 - 3 取付要件

- (1) 方向指示器は、4 - 79 - 14 - 2 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。))並びに小型特殊自動車にあっては4 - 79 - 14 - 2 (1) に係る部分を除く。)に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

(略)

方向指示器は、車両中心線を含む鉛直面に対して対称の位置（方向指示器を取り付ける後写鏡等の部位が左右非対称の場合にあっては、車両中心線を含む鉛直面に対して可能な限り対称の位置）に取り付けられたものであること。ただし、車体の形状自体が左右対称でない自動車に備える方向指示器にあっては、この限りでない。

～（略）

(2)（略）

4 - 87 盗難発生警報装置

4 - 87 - 2 性能要件（書面等による審査）

(1) 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 10 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量が 2 t を超える自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える盗難発生警報装置は、安全な運行を妨げないものとして盗難の検知及び警報に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 78「盗難発生警報装置の技術基準」（3.2.、4.1.2.1.(b)及び 5.2.12.並びに別紙 2の規定を除く。）に定める基準に適合するものでなければならない。この場合において、視認等により盗難発生警報装置が備えられていないと認められるときは、審査を省略することができる。（保安基準第 43 条の 5 第 2 項関係、細目告示第 67 条関係、細目告示第 145 条第 1 項）

(2)（略）

(3)（略）

4 - 89 直前直左鏡

4 - 89 - 1 装備要件

自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）には、運転者が運転者席において、高さ 1m 直径 30cm の円柱であって次表に掲げる障害物を確認できる鏡その他の装置を備えなければならない。ただし、運転者が運転者席において当該障害物を直接又は後写鏡により確認できる構造の自動車にあっては、この限りでない。（保安基準第 44 条第 5 項関係、細目告示第 68 条第 5 項関係、細目告示第 146 条第 7 項関係）

方向指示器は、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられたものであること（車体の形状が左右対称でない自動車を除く。）。

～（略）

(2)（略）

4 - 87 盗難発生警報装置

4 - 87 - 2 性能要件（書面等による審査）

(1) 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 10 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量が 2 t を超える自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える盗難発生警報装置は、安全な運行を妨げないものとして盗難の検知及び警報に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 78「盗難発生警報装置の技術基準」（3.2.、4.1.2.1.(b)及び 5.2.12.並びに別紙 1の規定を除く。）に定める基準に適合するものでなければならない。この場合において、視認等により盗難発生警報装置が備えられていないと認められるときは、審査を省略することができる。（保安基準第 43 条の 5 第 2 項関係、細目告示第 67 条関係、細目告示第 145 条第 1 項）

(2)（略）

(3)（略）

4 - 89 直前直左鏡

4 - 89 - 1 装備要件

自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）には、運転者が運転者席において、高さ 1m 直径 30cm の円柱であって次表に掲げる障害物を確認できる鏡その他の装置を備えなければならない。ただし、運転者が運転者席において当該障害物を直接又は後写鏡により確認できる構造の自動車にあっては、この限りでない。（保安基準第 44 条第 5 項関係、細目告示第 68 条第 5 項関係、細目告示第 146 条第 7 項関係）

自動車	障害物	自動車	障害物
(1) 小型自動車、軽自動車及び普通自動車(2)の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。)	当該自動車の前面から0.3mの距離にある鉛直面及び当該自動車の左側面から0.3mの距離にある鉛直面と当該自動車との間にあり、かつ当該自動車に接しているもの	(1) 小型自動車、軽自動車及び普通自動車(2)の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。)	当該自動車の前面から0.3mの距離にある鉛直面及び当該自動車の左側面から0.3mの距離にある鉛直面と当該自動車との間に <u>あるもの</u>
(2) 車両総重量が8t以上又は最大積載量が5t以上の普通自動車であって原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にあるもの(乗車定員11人以上の自動車、その形状が乗車定員11人以上の自動車の形状に類する自動車、原動機が運転者室の側方にあるワンサイドキャブ型自動車、原動機が運転者室又は客室の後方にあるトラッククレーン等を除く。)	当該自動車の前端から2mの距離にある車両中心線に直交する鉛直面及び当該自動車の左最外側面から3mの距離にある車両中心線に平行な鉛直面と当該自動車との間にあるもの	(2) 車両総重量が8t以上又は最大積載量が5t以上の普通自動車であって原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にあるもの(乗車定員11人以上の自動車、その形状が乗車定員11人以上の自動車の形状に類する自動車、原動機が運転者室の側方にあるワンサイドキャブ型自動車、原動機が運転者室又は客室の後方にあるトラッククレーン等を除く。)	当該自動車の前面から2mの距離にある鉛直面及び当該自動車の左側面から3mの距離にある鉛直面と当該自動車との間にあるもの
(参考図)(略)		(参考図)(略)	
<p>4 - 105 指定自動車等</p> <p>指定自動車等は、4 - 11 から 4 - 104 までの基準によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>～ 43 (略)</p> <p><u>44 細目告示別添 102「側方照射灯の灯光の色、明るさ等に関する技術基準」に定める基準(細目告示第 44 条関係)</u></p>		<p>4 - 105 指定自動車等</p> <p>指定自動車等は、4 - 11 から 4 - 104 までの基準によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>～ 43 (略)</p>	
<p>5 - 11 走行装置</p> <p>5 - 11 - 1 性能要件(視認等による審査)</p> <p>(1) 自動車の走行装置(空気入ゴムタイヤを除く。)は、強度等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、堅ろうで、安全な運行を確保できるものでなければならない。この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。(保安基準第 9 条第 1 項関係、細目告示第 167 条第 1 項及び第 2 項)</p> <p>(略)</p> <p><u>複輪用ホイールを取付けているアウター・ナット及びインナー・ナットについて、を点検ハンマによる打音を比較したときに、音色の明らかに異なるナットが混入しているもの</u></p>		<p>5 - 11 走行装置</p> <p>5 - 11 - 1 性能要件(視認等による審査)</p> <p>(1) 自動車の走行装置(空気入ゴムタイヤを除く。)は、強度等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、堅ろうで、安全な運行を確保できるものでなければならない。この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。(保安基準第 9 条第 1 項関係、細目告示第 167 条第 1 項及び第 2 項)</p> <p>(略)</p>	

～ (略)
(2)～(4) (略)

5 - 20 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置

5 - 20 - 1 性能要件 (視認等による審査)

(1)～(5) (略)

(6) 5 - 16 の自動車に牽引される車両総重量 750kg以下の被牽引自動車であって、又は のいずれかに該当するものにあつては、主制動装置を省略することができる。
(細目告示第 172 条第 8 項関係)
連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置が細目告示別添 12「乗用車の制動装置の技術基準」の別紙 1 の 2.1.2. に定める基準及び 5 - 15 - 2 - 1 (3) の基準に適合するもの
牽引自動車の車両重量の 2 分の 1 を当該被牽引自動車の車両総重量を超えないもの

5 - 42 乗降口

5 - 42 - 2 性能要件 (視認等による審査)

(1)～(2) (略)

(3) 旅客自動車運送事業用自動車及び乗車定員 11 人以上の自動車 (緊急自動車及び幼児専用車を除く。)の乗降口は、安全な乗降ができるものとして大きさ、構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならぬ。ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口にあつては、この限りでない。(保安基準第 25 条第 5 項関係、細目告示第 191 条第 3 項関係)
～ (略)

(4) 幼児専用車の乗降口は、幼児による安全な乗降ができるものとして大きさ、構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならぬ。ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口にあつては、この限りでない。(保安基準第 25 条第 6 項関係、細目告示第 191 条第 4 項関係)

空車状態において床面の高さが地上 300mmを超える自動車の乗降口には、一段の高さが 200mm (最下段の踏段にあつては、300mm) 以下であり、有効奥行 (踏段のうち乗降に有効に利用できる部分の奥行であつて当該踏段の前縁からその直上の踏段の前縁までの水平距離をいう。以下同じ。)が 200mm以上である踏段を備えること。ただし、最下段以外の踏段であつて乗降口のとびらのためやむをえないもの又は理事長がやむをえないものとして指定した自動車の踏段にあつては、乗降口の有効幅のうち、350mm以上の部分についてその有効奥行が 200mmあればよい。

(図) (略)

～ (略)
(2)～(4) (略)

5 - 20 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置

5 - 20 - 1 性能要件 (視認等による審査)

(1)～(5) (略)

(6) 5 - 16 の自動車に牽引される車両総重量 750kg以下の被牽引自動車にあつては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで細目告示別添 12「乗用車の制動装置の技術基準」の別紙 1 の 2.1.2. 及び 5 - 15 - 2 - 1 (3) の基準に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。(細目告示第 172 条第 8 項関係)

5 - 42 乗降口

5 - 42 - 2 性能要件 (視認等による審査)

(1)～(2) (略)

(3) 旅客自動車運送事業用自動車及び乗車定員 11 人以上の自動車 (緊急自動車及び幼児専用車を除く。)の乗降口は、安全な乗降ができるものとして大きさ、構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならぬ。ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口にあつては、この限りでない。(保安基準第 25 条第 5 項関係、細目告示第 191 条第 3 項関係)
～ (略)

(4) 幼児専用車の乗降口は、幼児による安全な乗降ができるものとして大きさ、構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならぬ。ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口にあつては、この限りでない。(保安基準第 25 条第 6 項関係、細目告示第 191 条第 4 項関係)

空車状態において床面の高さが地上 300mmを超える自動車の乗降口には、一段の高さが 200mm (最下段の踏段にあつては、300mm) 以下であり、有効奥行 (踏段のうち乗降に有効に利用できる部分の奥行であつて当該踏段の前縁からその直上の踏段の前縁までの水平距離をいう。以下同じ。)が 200mm以上である踏段を備えること。ただし、最下段以外の踏段で乗降口のとびら等のためやむをえないものにあつては、乗降口の有効幅のうち、350mm以上の部分についてその有効奥行が 200mmあればよい。

(図) (略)

(略)

5 - 79 方向指示器

5 - 79 - 3 取付要件 (視認等による審査)

(1) (略)

(2) 方向指示器は、次に掲げる基準に適合するように取り付けられなければならない。この場合において、方向指示器の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第215条第4項関係)

(略)

方向指示器は、車両中心線を含む鉛直面に対して対称の位置(方向指示器を取り付ける後写鏡等の部位が左右非対称の場合にあっては、車両中心線を含む鉛直面に対して可能な限り対称の位置)に取り付けられたものであること。ただし、車体の形状自体(車体の形状であって、後写鏡、直前直左鏡及びたわみ式アンテナを除く。)が左右対称でない自動車に備える方向指示器にあっては、この限りでない。

~ (略)

(3) (略)

5 - 89 直前直左鏡

5 - 89 - 1 装備要件

自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。)には、運転者が運転者席において高さ1m直径30cmの円柱であって次表に掲げる障害物を確認できる鏡その他の装置を備えなければならない。ただし、運転者が運転者席において当該障害物を直接又は後写鏡により確認できる構造の自動車にあつては、この限りでない。(保安基準第44条第5項関係、細目告示第224条第7項関係)

自動車	障害物
(1) 小型自動車、軽自動車及び普通自動車(2)の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。)	当該自動車の前面から0.3mの距離にある鉛直面及び当該自動車の左側面から0.3mの距離にある鉛直面と当該自動車との間にあり、かつ当該自動車に接しているもの
(2) 車両総重量が8t以上又は最大積載量が5t以上の普通自動車であつて原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にあるもの(乗車定員11人以上の自動車、その形	当該自動車の前端から2mの距離にある車両中心線に直交する鉛直面及び当該自動車の左最外側面から3mの距離にある車両中心線に並行な鉛直面と当該自動車との

(略)

5 - 79 方向指示器

5 - 79 - 3 取付要件 (視認等による審査)

(1) (略)

(2) 方向指示器は、次に掲げる基準に適合するように取り付けられなければならない。この場合において、方向指示器の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第215条第4項関係)

(略)

方向指示器は、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられたものであること(車体の形状が左右対称でない自動車を除く。)

~ (略)

(3) (略)

5 - 89 直前直左鏡

5 - 89 - 1 装備要件

自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。)には、運転者が運転者席において高さ1m直径30cmの円柱であつて次表に掲げる障害物を確認できる鏡その他の装置を備えなければならない。ただし、運転者が運転者席において当該障害物を直接又は後写鏡により確認できる構造の自動車にあつては、この限りでない。(保安基準第44条第5項関係、細目告示第224条第7項関係)

自動車	障害物
(1) 小型自動車、軽自動車及び普通自動車(2)の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。)	当該自動車の前面から0.3mの距離にある鉛直面及び当該自動車の左側面から0.3mの距離にある鉛直面と当該自動車との間に <u>あるもの</u>
(2) 車両総重量が8t以上又は最大積載量が5t以上の普通自動車であつて原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にあるもの(乗車定員11人以上の自動車、その形	当該自動車の前面から2mの距離にある鉛直面及び当該自動車の左側面から3mの距離にある鉛直面と当該自動車との間に <u>あるもの</u>

<p>状が乗車定員11人以上の自動車の形状に類する自動車、原動機が運転者室の側方にあるワンサイドキャブ型自動車、原動機が運転者室又は客室の後方にあるトラッククレーン等を除く。）</p>	<p>間にあるもの</p>	<p>状が乗車定員11人以上の自動車の形状に類する自動車、原動機が運転者室の側方にあるワンサイドキャブ型自動車、原動機が運転者室又は客室の後方にあるトラッククレーン等を除く。）</p>	
<p>(参考図)(略)</p> <p><u>附 則(平成17年8月15日検査法人規程第5号)</u> この規程は、平成17年8月16日から施行する。</p>		<p>(参考図)(略)</p>	